

令和8年5月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和8年5月8日（金）
9時00分 ～ 9時50分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2階）
- 3 議 事 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第7号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 全国農業新聞の普及状況
3) 非農地通知について
4) 業務報告・予定
5) その他

出席委員 16名

1番 田 悟 敏 子	11番 渋谷 達 也
2番 吉 江 秀 一	12番 西 村 一 成
3番 石 丸 正 明	13番 中 田 栄 信
5番 加 賀 谷 良 雄	15番 大 浦 正
6番 木 村 鉄 雄	16番 福 原 智 子
7番 唐 島 隆 夫	18番 山 口 誠 一
8番 加 藤 裕	19番 日 光 和 雄
9番 山 崎 外 喜 雄	20番 作 田 昭 一

欠席委員 4番 宮 西 勝 昇 14番 山 本 克 博
10番 和 田 由 美 子 17番 水 上 龍 二

令和 8 年 5 月 8 日 農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから小矢部市農業委員会 5 月総会を開催いたしたいと思います。 ゴールデンウィークも明けて、田植えも始まっておるところもあるかのように思います。県の指導等では10日からの田植えを推奨されておりますので、本格的には今週末から来週にかけてピークを迎えるのではないかなと考えております。天候も暑い日があったり寒い日があったりということでもありますけれども、気象の長期予報によれば来週あたりからちょっと高温が続くという話も聞こえております。作柄としては心配かなとは思いますが、農作業の安全には注意をしていただき進めていってもらいたいと思っております。 ただいまの出席委員は、16名で過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員さんにつきましては、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの 4 名となっております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。12番の西村委員さんと13番の中田委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 4 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 3 件 ○議案第 5 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」計 1 件 ○議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 2 件 ○議案第 7 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、4 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。

	受付番号2番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は、○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号2番について調査報告をお願いいたします。
○○委員	3条申請、受付番号2番、調査報告申し上げます。目的は所有権の移転です。譲渡人は○○様○歳。譲受人は○○様○歳。譲渡人○○様はお仕事の関係で○在住です。今後小矢部へ戻られないということで、今回、圃場の関係を地元関係者の方に相談された中で、○○様への所有権売買の話がまとまったということです。 譲受人○○さんは、地元の担い手○○の構成員でもあられ、今回所有権移転の○筆も○○にて耕作をされてきた経緯の圃場でございます。今後も継続して担い手、○○にて耕作を継続していくというお話もございました。全く問題ないと思われますので、ご承認の程よろしくをお願いいたします。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	受付番号2番について、質問が無いようですので、次に受付番号3番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号3番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、4ページから6ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。

会長	この件につきまして、〇〇委員さんが今日欠席ということでございますので、事務局で何かお話を聞いておれば、説明をお願いします。
事務局	今回の件は〇〇の関係ということで、〇〇委員が利害関係人に該当するため〇〇地区の〇〇委員さんに調査を依頼しておりました。〇〇委員さん報告をお願いします。
〇〇委員	それでは〇番地〇㎡の所有権移転の申請について説明します。 まず4月27日に申請代理人の〇〇さんと電話による聞き取り、それと4月29日に譲受人の〇〇さんに直接お会いして調査、聞き取りを行いました。譲渡人の〇〇さん〇歳と、譲受人〇〇さん〇歳の関係は、実の兄弟であります。お兄さんから弟さんへの無償贈与による所有権移転であります。 現場調査しましたところ、図面の5、6ページでございますが、今回申請の〇番地と隣接する〇で1枚の田んぼになっておりまして、特に境界となる畦はありません。今回申請の〇番地〇㎡が譲渡人の〇〇さん所有で、隣接〇は譲受人の〇〇さんの所有となっております。今回の申請になりまして、現在1枚の田んぼとなっている、合計〇㎡全てが〇〇さんの所有となる予定となっております。ちなみに〇とか〇、〇、〇、〇、〇は譲受人の〇〇さんの自宅となっております。 現在耕作は〇〇で耕作されておりまして、現場にも〇〇で〇番地と〇番地を耕作している旨の看板が設置してございました。 ちなみに譲渡人譲受人は、どちらも〇〇の構成員の方でございます。どちらも同じ構成員であるならば、あえて贈与をしなくてもいいのではないかと思います。その理由を聞いてみましたところ、この先将来、子供たち孫たちへの相続をしたときに面倒にならないように、今のうちに譲受人の〇〇さん宅の前の田んぼが増えて、〇〇さんの田んぼの方がいいだろうということで、ご兄弟で話し合われて、今回の申請になったようです。 その〇〇の代表者にも、電話で聞き取りさせていただきましたところ、この件に関しては全く問題ないとの意見をいただいております。調査結果は以上でございます。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。ただいまの受付番号3番について、ご質問等ございませんでしょうか。

会長	質問が無いようですので、続きまして受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号4番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、7ページから8ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
会長	それでは、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号4番について調査報告をお願いします。
○○委員	受付番号4番、譲渡の話を、過日私、両方の譲渡人と受人の両方のお宅へ行っていろいろ話を聞いてきました。 ○○さんと、○○さんはご兄弟です。そしてまず○○さんの方をお訪ねしたら、その○○さんの屋敷田はもう綺麗に田植えも終わっていて、綺麗な圃場になっていました。 そして○○さんのところの前の屋敷田のところに、○○さんの圃場が今あるというのは不思議だなと思ったのですが、それはいろんな事情があったのだと思います。経済的な事情もあって、そういうことがあったのだと思います。そしてそれから10何年掛かって今、元へ戻された形だと思います。この○○さんも○○さんも、とっても仲良しの関係が分かります。過去にいろんな経済的な事情があったのだと思いますけど、それは結局、時間が経って、それから元へ戻ったという雰囲気でした。 だから私は何の問題もないと感じました。その経緯を話しますと、ちょっとここでは馴染まないと思いますから、話はできませんけれど、そういうことでございます。穏やかな雰囲気のお2人の話を聞いてきました。どうか認めてあげてください。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	質問が無いようですので、議案第4号、受付番号2番、3番、4番

	の3件について、異議のない方の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数以上ですので、それでは「異議なし」として、議案第4号については「承認」といたします。 続きまして、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号1番は、申請人が〇〇さんです。対象の農地は〇筆で合計面積が〇㎡となっており、農機具格納庫敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから13ページをご覧ください。 この申請は、用途地域内に位置し、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、この件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について調査報告をお願いします。
〇〇委員	報告いたします。 5月4日の日に申請人の〇〇さんのお宅へ訪ねまして、本人からいろいろお話をお聞きしました。それでこの9ページを見ていただくとお分かりだと思いますが、〇号線の近くに〇という大きなスーパーもありますけど、そのはす向かいの家でございます。 そしてこの話の前段ですが、能登半島地震により〇〇さんの家は全壊という判定で赤い札が貼られました。そして外観は屋根の瓦が落ちて、早速修理をなさったのですが、屋根の方は。中が相当めちゃくちゃで、そこに住むな、そこに住むと危険だというふうに言われたようですが、住むところも無いものだから、しばらくそこにおられたようですが、余震でもすごい揺れで、これはちょっと駄目だということで自宅を建て直されました。 それで、そのときに納屋と農機具格納庫があったわけですが、その

農機具格納庫を農転せずに、この 13 ページを見ていただくと、大体こういう建物が建っております。そして 12 ページにその寸法がどういふ面積で建っているかということを図示されておりますが、〇〇さんに聞きますと、その〇年前の〇年に、その全壊になった住宅を新築されたそうです。その時に出た前の家の古い材木を使って、お父さんが、この農機具格納庫を建てられたそうです。〇〇さんは元々工務店に勤められておられて、基礎から家まで全部自分で建てられたそうです。

それがこの農機具格納庫でして、現地へ行ってみますと、やっぱり地震の影響で、1.5 cm ぐらい基礎からずれた状態で、倒れないように何かちょっと仮設的にアンカーを打って、この建物を保守しているような状況です。それで息子さんが危ないから建て替えようということで、いろいろ調べると下地が田のままで農転をしていなかったことが判明しました。ということで始末書もあるわけですが、農転をして新たに建替えたいと、そういう要望でございます。

現地はこの 11 ページを見ていただければよろしいのですが、〇と〇、その上側に細い線がありますが、これは公衆用道路です。この図面からいうと上側に用水兼排水がありまして、例えば〇とか〇とかそういうところに用水を供給しているという、そういうような状況であります。ということで、現在の不法建築と言っていいのかどうか分からないですが、これ田んぼの用排水には関係ない、迷惑をかけるような構造物ではございません。

本人は農業を一生懸命やっけていまして、苗は作っていないですが、いわゆる本当に玄米までにして出荷しています、ということで、農機具というのが一式全部ありまして、それを格納するためにも、農機具小屋は必要ということで、44 年間そういうような状態だったということです、許可をしてよろしいのではないかなと思ってきたわけでございます。

それでちょっと工務店にも勤めておられて何であれかなと、この 13 ページの写真を見ていただくと、これちょっとよく分かり難いのですが、いわゆる 30 cm のコンクリートブロック、既製品のものを置いて、上に建ててあるところもございまして、何か仮設的な意味で作ったのではないかなと思うのだけど、あの当時も今もこれやっぱり不法などは変だけど、まあそういう仮設的な構造物のつもりで初め建てられたのかなというような気もしているのですが、何しろそういう状況でして、〇年間そこにあったということで、許可してよいのではないかな

	というふうに私は感じた次第でございます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	質問等が無いようですので、議案第5号、受付番号1番について、異議のない委員の方の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「承認」といたします。 続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書3ページをご覧ください。 受付番号3番は、譲渡人が〇〇さんで、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は〇筆で合計面積が〇㎡となっており、駐車場のために転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから16ページをご覧ください。 この申請は、用途地域内に位置し、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当のある〇〇委員さんより、受付番号3番について調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは調査を申し上げます。 譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇ということでございます。位置につきましては14ページを見ていただければ分かると思いますが、小矢部警察署から2～3件市役所寄りということで、細い道に囲まれていますので分かり難いかも知れませんが、 事務局からありましたように、用途地域でありますので問題ないだろうと思いますし、この辺り一帯に農地らしいものは全くありませんので、他の農地に迷惑をかけるということもございませんし、そこは

	側溝が通っていますので、雨水についてはそこへということで聞いております。 〇〇さんというのは、その位置図の上に書いてある〇〇さんということで、〇〇さんがお客さん用の駐車場として確保したいということでございます。その裏の方に平面図とかが入っていますけども、見た感じ一応8台停める計画になっていますけども、だいぶ運転上手な人でも大変だよなというぐらいの土地で何回か切り替えれば入れるのか入れないのかちょっと分かりませんが、ちょっとそこまで私どもが関知するところではありませんので、そういうことで申請が出ておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第6号受付番号3番について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「承認」といたします。 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号4番は、譲渡人が〇〇さんで、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は〇筆で合計面積が〇㎡となっており、住宅建設のため転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから19ページをご覧ください。 この申請は、用途地域内に位置し、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	受付番号4番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。
〇〇委員	ご報告申し上げます。

	今の位置図の 17 ページを見ていただいたら分かると思うのですが、もうその該当地の周りは住宅というか家がもう建っておりまして、ここだけが調査に行きましたら、稲株が残っていたと、去年も作ったと言っておられました。〇〇さんにお聞きしたのですが、私は離してしまうからよく分からないというような言い方だったのですけれども、農地としては別にそんなに問題ない場所でもないものですから、〇〇さんとは何の問題もないねとお聞きしましたら、何の問題もないしトラブルはありませんということでした。 この譲受人にも話をお聞きしたいなと思ったのですが、金沢だったものですから、連絡も取れていないのですが、なぜ2区画も必要なのかなということもお聞きしたかったのですが、連絡が取れないため話はしておりません。住宅として、そして駐車場が欲しいというような話もありましたものですから、それかなというふうに判断をいたしております。何にしましても、場所的にも問題はありませんので、ご承認のほどお願いしたいなと思います。以上であります。
会長	ありがとうございました。ただいまの受付番号4番について、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。
会長	ご質問等無いようですので、受付番号4番について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、議案第6号、受付番号4番については「承認」といたします。 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の4ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように「10年以上」の利用権設定が○件で、合計面積が○㎡であり、すべて新規となっております。 また「6年以上10年未満」の利用権設定が○件で、合計面積が○㎡であり、すべて新規となっております。「3年以上6年未満」・「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。

	申請の内容は6ページから21ページに記載のとおりです。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	ご質問等が無いようですので、議案第7号について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、議案第7号については「承認」といたします。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 22～27 2) 全国農業新聞の普及状況 28～32 3) 非農地通知について（個人申請分） 33～37、図20～29 (利用状況調査) 38、39 4) 業務報告・予定 40 5) その他（政策提案41～49・税制改正50～54）
会長	今までの報告案件につきまして、ご質問ご意見等ございませんか。
〇〇委員	質問よろしいですか。 〇〇さんの非農用地通知ですが、この最後のページに4筆対象外と記載がありますが、この4筆については農地と判断されたと、そういう理解でいいのですね。
事務局	これは非常に判断に迷った部分です。木も植えてはあるのですが、鑑賞用の花の咲く木でした。また、隣接地に畑がありました。よって農地というより、いわゆるその他、山林でも原野でもないという判定です。
〇〇委員	例えばこれちょっと一覧表を見ていると、非農用地のところは小さ

	な面積ばかりなのだけど、この○だとか○というのは、どれぐらいの面積か分かりますかね。 何を質問したいかと言ったら、区画整理をしたところなのかどうか、全部そういう形跡が無かったのですか。
事務局	小字がついているようなところなので、区画整理とかは全然してないですね。
〇〇委員	だけど管理してあったということか。
事務局	そうですね。
〇〇委員	分かりました。
会長	他にございますでしょうか。 無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしましたので、これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さん、お願いいたします。
職務代理	本日はお忙しい中出席いただきありがとうございました。いつも言っていますが、農作業中の事故には気をつけて、また体の体調とかにも気をつけて、また来月の総会に出席をお願いします。以上で終わります。
会長	どうもありがとうございました。
	－ 5 月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和8年5月8日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 12 番 西 村 一 成

13 番 中 田 栄 信